

国民年金

国民年金は、20歳以上の国民みんなが加入する大切な制度です。一人でも多くの方に国民年金について理解していただけるよう、年4回に分けて、しくみなどを紹介します。



国民年金保険料の免除制度を ご活用ください

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」される制度があります。

「収入が少ないため、国民年金保険料を全額納めることができない」とお困りの方は、免除制度をご活用ください。

平成30年7月～平成31年6月までの保険料免除申請は、平成30年7月2日(月)から受け付けします。

申請の前に・・・

- 申請は、原則毎年必要です。
- 不慮の事故や病気が発生してから申請を行っても、障害基礎年金の受給資格要件に算入されません。
- 申請前に納付された保険料は、お返しすることができません。なお、納付された保険料は将来受け取る年金額に反映されません。
- 口座振替を利用している方は、金融機関、町民福祉課町民生活グループまたは年金事務所窓口で口座振替辞退の届け出をしてください。免除が承認された場合は、一時的に口座振替は停止となりますが承認期間が終了した時点で再開となります。
- 前年の所得が未申告の方は審査ができませんので、総務課税務グループで必ず所得の申告をしてください。所得がない方も申告が必要です。

申請後の留意点

- 申請後、日本年金機構からおおむね2～3カ月後に審査結果が送付されます。それまでの間、保険料催告状などが送付される場合があります。
- 申請が却下となった場合は、保険料の納付が必要です。納付書がない場合は、年金事務所再発行しますので、年金事務所まで連絡ください。
- 最近、職場を退職されていませんか？**
 - 失業等を理由とした免除（特例免除）は、前年所得が多い場合でも所得にかかわらず失業等のあった月の前月から免除が受けられます（世帯主や配偶者がいる方は、世帯主や配偶者が所得要件を満たしているか、失業等の特例に該当している必要があります）。

平成30年度の国民年金保険料

月額16,340円

納付は口座振替が便利です。
また、前納すると割引がありお得です。
納付が難しい方は免除申請ができます。

相談・問い合わせ

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

受付時間 月～金曜日 8時30分～19時 第2土曜日 9時～17時
※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は利用できません。

町民福祉課 町民生活グループ（総合ケアセンターゆくり内） ☎26-7871

日本年金機構苫小牧年金事務所 ☎0144-36-6135

日本年金機構における マイナンバーの 利用について

平成28年11月に、国の法律に基づく政令が公布・施行されたことに伴い、日本年金機構はマイナンバー（個人番号）を利用して事務を行えることになりました。

平成29年1月から、基礎年金番号が分らない場合であっても、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示いただくことで、相談を行っています。

今後は、マイナンバーによる行政機関間の情報連携の仕組みを活用し、各種申請時に必要としていた住民票などの添付書類の提出省略を予定しています。

なお、マイナンバーの利用にあたっては、日本年金機構では情報セキュリティの抜本的強化に取り組んでおり、お客さまのマイナンバーの適切な保管・管理に万全を期します。

日本年金機構はマイナンバー（個人番号）を何に利用するのでしょうか？

日本年金機構では、平成29年1月からマイナンバーによる年金相談を受け付けており、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示いただくことで、年金に関する相談や年金記録に関する照会を行っています。

平成30年3月からは、これまで基礎年金番号で届け出ていたいただいていた手続きについて、マイナンバーで行っていただくことができるようになったほか、マイナンバーと基礎年金番号がひもづいている被保険者、受給権者の方は、住所変更届、氏名変更届などの提出を省略できるようになりました。また、将来的には、マイナンバーによる情報連携により、各種申請時に必要だった住民票や所得証明書等の添付書類の提出を省略できるようにする予定です。

日本年金機構はマイナンバーを安全に管理できるのでしょうか？

日本年金機構は、平成27年に発生した不正アクセスによる情報流出事案を受けて、組織・技術・業務運営の面から情報セキュリティ対策の抜本的強化に取り組ん

でいます。

お客さまの大切な個人情報を守るため、個人情報情報をインターネットから完全に分離された領域で管理・運用する等の技術面の対策やルールの見直しにとまらず、職員のエduk研修、文書管理の徹底等を図ることで、高いレベルのセキュリティ体制を確立しており、お客さまのマイナンバーについては、マイナンバー法に定められた公的年金の業務の範囲内のみで利用するとともに、適切な保管・管理に万全を期します。

マイナンバーを届け出ると、年金に関する手続きが簡単になるのでしょうか？

年金手帳を持参しなくても、マイナンバーカードによって年金に関する相談や年金記録に関する照会が可能になります。

平成30年3月からは、マイナンバーでも各種手続きを行います。厚生年金保険の資格取得届は、マイナンバーを記載した時には住所欄の記録を省略できるようになりました。また、マイナンバーと基礎年金番号がひもづいている方は、これまで必要だった氏名変更届や住所変更届の提出が原則不要となります。

マイナンバーを届け出れば、基礎年金番号は不要になるのでしょうか？

平成30年3月以降は、基礎年金番号を記入し手続きをしていた届出・申請について、マイナンバーを記入することとしています。

ただし、海外に転出された場合や、国民年金保険料の口座振替申出の手続きなどで引き続き基礎年金番号により手続きを行う場合があるで、基礎年金番号が記載されている年金手帳などは大切に保管してください。

年金証書にマイナンバーが記載されるのでしょうか？

日本年金機構から被保険者等に送る年金証書等の書類には、マイナンバーを記載しません。

日本年金機構の職員が、電話などでマイナンバーの照会を行うことがありますか？

日本年金機構の職員から皆さんに対して、電話などでマイナンバーを聞くことはありません。
日本年金機構の職員をかたる者からマイナンバーの照会を受けても、決して答えないでください。